

1 改正の理由

育児休業等に係る人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布され、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されたこと等に伴い、本組合においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和

育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件の廃止

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等についての規定を新設

ア 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認

イ 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）

ウ 育児休業等の取得状況の公表

3 他自治体の類似する政策等

構成市においても、非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和等の措置を講じるため、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則19-0-14）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表